

協議事項 3

鳥取県スポーツ振興計画の策定について

平成20年7月15日
スポーツセンター

鳥取県スポーツ振興計画（以下「振興計画」という。）については、現在、平成20年度中の策定を目指して作業中（検討中）であるが、策定に向けたスケジュールについては、下記のとおり考えている。

記

1 振興計画策定の根拠

スポーツ振興法（以下「法」という。）第4条第3項の規定により、「都道府県及び市町村の教育委員会は、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるもの」とされていることから、このたび策定するものである。

2 策定に向けてのスケジュール（案）

時期	概要
20年7月22日	・教育審議会生涯学習分科会に振興計画案を提出（法第4条第4項の規定により、振興計画を定める場合には、あらかじめ、都道府県等が設置するスポーツの振興に関する審議会等の意見を聴かなければならないとされている）
8月19日	・上記分科会での意見を踏まえて、振興計画案を修正の上、定例教育委員会へ提出
9月	・定例教育委員会での意見を踏まえて、振興計画案を修正の上、パブリックコメントを実施 ・振興計画案のパブリックコメント実施について県議会（常任委員会）へ報告（9月17日予定）
	（パブリックコメントへの対応）
11月	・パブリックコメントの意見等を踏まえて、振興計画案を修正の上、教育審議会生涯学習分科会に再提出 ・パブリックコメントの結果を議会（常任委員会）へ報告
21年1月	・今までの各議論を踏まえて、振興計画案を修正の上、定例教育委員会へ提出
2月	・定例教育委員会で振興計画を最終決定
4月	・各関係機関へ振興計画を周知

<参考>

47都道府県のうちスポーツ振興計画を策定していないのは、鳥取県だけである。

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号） 抜粋

（目的）

- 第1条** この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。
- 2 この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。

（計画の策定）

- 第4条** 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。
- 2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第23条において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第1項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。
- 4 都道府県及び第18条第2項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（スポーツ振興審議会等）

- 第18条** 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。
- 2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 3 前2項の審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ振興審議会等」という。）は、第4条第4項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会（当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。
- 6 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。